

安愚楽牧場の民事再生手続にともなう被害者説明会開催について

大阪弁護士会

会長 中 本 和 洋

同 消費者保護委員会

委員長 宇 賀 神 徹

1. 被害者説明会の開催の趣旨

黒毛和牛の委託オーナー制度を運営する畜産業者「株式会社安愚楽牧場」が支払を停止し、平成23年8月9日付けで東京地方裁判所に民事再生手続開始を申し立てました。安愚楽牧場では、黒毛和牛（繁殖牛）の売買と飼育委託の名目で出資を募り、生まれた子牛の買取代金の名目で毎年配当を支払い、契約期間満了時に出資額と同じ金額で繁殖牛を買い取ることで、高配当が得られるとして、実質的な元本保証のもと、全国から多数の出資を集めていました。報道によれば、同社に出資した和牛オーナーは全国約7万人に及ぶとのことであり、全国各地の消費者センターには多くの相談が寄せられているようです。

安愚楽牧場が開催した8月17日の債権者説明会（神戸市内）における説明によれば、同社の負債は決算書上の619億円以外に、委託オーナーに対する解約金もしくは買取予定代金債務の総額が4200億円に及ぶようです。他方、委託オーナーが所有する和牛1頭の市場価格は60万円に満たないとされていて、委託オーナーの出資金（持分）に対する償還には大幅な不足が予想される上、今後、同社の民事再生手続が開始された場合であっても、その配当は相当厳しいものが予想されます。

安愚楽牧場の民事再生手続における配当割合は現時点では明らかではありませんが、同社の投資勧誘や経営そのものに問題はなかったのかなど、法的整理手続を通じて事実解明や責任の所在の明確化が求められます。

近畿圏内にも多数の出資者があり、消費者センターなどに数多く問い合わせが寄せられているところ、被害者に対し、今後の安愚楽牧場の民事再生手続の流れを説明するとともに、現況報告と解約手続の要否、和牛の処分管理、経営責任追及の可否をどのように考えるかなどの情報提供を行うべく、被害者説明会を開催することになりました。

2. 開催日時・場所

- ① 日時 平成23年9月7日（水）
午後6時～（受付開始 午後5時30分）
- ② 場所 大阪弁護士会館2階ホール 住所：大阪市北区西天満1-12-5
（車での来館は堅くお断りいたします。）

3. 説明担当者

大阪弁護士会 消費者保護委員会 委員

4. 説明会実施後の対応について

現状では未定です。具体的な対応については、安愚楽牧場の民事再生手続の進展等をふまえて、検討する予定です。

5. 主催団体

大阪弁護士会

問い合わせ先電話番号：06-6364-1227

以上